

## おひとりさまの相続（6）

亡くなった後に残る財産について、「遺言による遺贈寄附」をしようとする場合、遺言の実現（つまり亡くなる時期）が何十年も先かもしれないことを考えると、その時になっても消滅せずに事業を継続している可能性の高い団体しか、遺贈寄附先として遺言に記載しにくいという事情があります。



しかし、そのように遺言に寄附先として指定しやすい大規模で有名な団体というのは、既にたくさんの寄附を受けており、資金不足の問題に直面していない場合も多いでしょう。一方で、深刻に活動資金を必要としているような小規模な団体に遺贈寄附で想いを届けるには、どうしたら良いのでしょうか。

寄附の「中間支援団体」を利用する方法があります。非営利の活動をしている団体には、直接的に社会課題の解決へ取り組む活動や、困っている人を実際に支援する活動などを行っている「活動団体」と、そのような活動団体のサポートを主な活動としている「中間支援団体」の2つの種類があります。

後者の「中間支援団体」は、非営利団体を支援する非営利団体であり、資金の提供、組織基盤の強化・運営ノウハウの提供など、多岐にわたる活動をしています。その中でも、「寄附の受け皿」となって、非営利団体の活動に対して寄附を分配していく活動をしている公益財団法人または一般財団法人の「中間支援団体」への遺贈寄附が、脆弱で小規模な団体に寄附を届けるひとつの選択肢となります。

大規模で有名な団体への遺贈寄附を、直接遺言に記載する方法は、「直接寄附」と呼ばれます。それに対して、遺言ではまず「中間支援団体」への遺贈寄附を記載した上で、遺贈寄附を受けた「中間支援団体」が、遺言者本人が事前に希望していた分野でその時に資金を必要としている団体や、遺言者本人が事前に希望していた団体に、寄附金を配分する方法を、「間接寄附」と言います。

「直接寄附」では、支援をしたい団体が消滅可能性の低い大規模な団体であれば、問題なく寄附が実現されますが、たとえ大規模な団体であっても、不動産を寄附として受け取ってくれるケースが少ない、寄附先の団体を変更したいなど気持ちが変わったときに遺言を書き替えなければならないなどのデメリットがあります。

一方、「間接寄附」では、寄附金を届けたい思い入れのある分野はあるが、個別団体を決めることが出来ない方でも、寄附先を選ぶところから寄附金の使い道までプロの「中間支援団体」に任せることが出来ます。また、不動産の寄附を「中間支援団体」が受け入れて、それを売却して換価した上で、寄附先に配分することも可能です。 つづく